

# 【長崎県中小企業向け融資制度一覧表】

長崎県 産業労働部 商工金融課  
Tel 095-824-1111(内線2651-2652)

(平成23年10月3日以降)

| 制度名                   | 融資対象   | 資金用途   | 貸付条件   |                      |  |   |
|-----------------------|--|--|--|----------------------|--|---|
|                       |  |  | 限度額<br>(万円)                                    | 利率%<br>(年)           | 償還期間                                     | 保証料率%<br>(対融資額:年)   |
| 経営安定資金                | 長期資金   | 県内で事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次の または に該当する者<br>税務申告決算において、直近期とその前期以前3期のいずれかの決算期決算と比較し、売上高が減少または経常利益(個人事業者は所得金額)が減少していること<br>セーフティネットの認定を受けたこと | 5,000  | 2.50以内               | 運転 7年以内<br>(据置 1年)                       | 0.45 ~ 1.30   |
|                       |  | < H23特例 ><br>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、中小企業信用保険法第2条第4項第5号(セーフティネット5号)の認定を受けた者<br>【取扱期間: H23.4.1から当面の間】                                 | H23特例は3,000<br>短期資金は<br>中小企業1,000<br>(組合2,000) | 1.80                 | 設備10年以内<br>(据置 2年)                       | セーフティネット<br>1~4号、6号は<br>0.65<br>5号は 0.60<br>7、8号は0.55                   |
|                       | 短期資金   | 県内で事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、短期の運転資金を必要とする者  |  | 2.10                 | 1年以内                                     |   |
|                       | 東日本大震災関連特別枠  | 県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第128条第1項第2号の認定を受けた者<br>【取扱期間: H23.6.1からH24.3.31の貸付実行分まで】                    | 別枠 3,000                                       | 1.80                 | 10年以内<br>(据置2年)                          | 東日本大震災復興緊急保証<br>0.45  |
| 小規模企業者支援資金            | 保証協会の保証による借入れが、この資金の借入れを含めて1,250万円を超えない者であって、次のいずれかに該当する者<br>県内において事業を継続し、県税を完納している小規模企業者。<br>小規模企業者(組合を除く)のうち、特別小口保険を利用する者は、県内で同一の業種に係る事業を1年以上継続して行い、源泉徴収による所得税以外の所得税(法人である場合は法人税)、事業税又は県民税、市町村民税の所得割のいずれかについてこの資金の借入申込日以前1年間に於いて納期が到来した税額がある者であって、かつ当該税額を完納している者 | 運転<br>設備   | 1,250  | 2.45以内               | 運転 7年以内<br>(据置 1年)<br>設備10年以内<br>(据置 2年) | 0.50 ~ 1.60<br>セーフティネット<br>5号以外は<br>0.65<br>5号は 0.60<br>特別小口保険<br>は0.65 |
| 下請企業・<br>協同組合振興<br>資金 | 下請企業<br>手形割引<br>あっせん<br>枠  | 長崎県産業振興財団に登録されている下請中小企業者で、手形の支払条件の悪化により運転資金を必要とする者   | 2,000<br>組合 5,000                              | 2.10                 | 120日以内<br>(割引期間)                         | -   |
|                       | 協同組合<br>振興枠<br>等   | 長崎県中小企業団体中央会に加入し、その指導を受け、かつ一定の要件を備えた中小企業協同組合等  | 5,000<br>(知事特認は<br>別途)                         | 2.50<br>1年以内<br>2.10 | 運転 7年以内<br>(据置 1年)<br>設備10年以内<br>(据置 2年) | 必要な場合<br>0.45 ~ 1.30  |

| 制 度 名          |                    | 融 資 対 象  | 資 金 使 途  | 貸 付 条 件  |            |   |  |
|----------------|--------------------|--|----------|--|------------|---|--|
|                |                    |  |          | 限度額<br>(万円)  | 利率%<br>(年) | 償還期間  | 保証料率%<br>(対融資額:年)  |
| 緊急資金繰り<br>支援資金 | 連鎖倒産<br>防止枠        | 県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者<br>倒産企業（銀行取引停止を含む）に対し、売掛金債権等を有する関連中小企業<br>知事が特に認めた企業に対し、売掛金債権等を有する関連中小企業  | 運転       | 別枠 3,000<br>(債権額を限度)   | 2.30       | 運転 7年以内<br>(据置 1年)<br>設備10年以内<br>(据置 2年)                            | 0.05～0.90<br>セーフティネット<br>1～4号、6号は<br>0.25<br>5号は 0.20<br>7、8号は0.15 |
|                | 災害復旧<br>支援枠        | 県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、台風、水害等の自然災害により、事業所、商品、原材料等に被害を被った者   | 運転<br>設備 | 別枠 3,000   |            |   |  |
|                | 環境変化<br>対策枠        | 県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、知事が認める特別の事由による経営環境の変化等により、経営の安定に支障が生じている者で、知事が認める特定の地域で事業を行っている者   | 運転<br>設備 | 別枠 3,000   |            |   |  |
| 再生支援資金         |                    | 県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者<br>中小企業再生支援協議会の支援を受け、事業再生が可能として再生計画（経営改善計画）を策定した中小企業者<br>厳しい経営状況（2期連続赤字決算、債務超過など）にはあるが、再建計画を策定し、経営改善に努力している中小企業者で取扱金融機関の推薦を得た者<br>経営の改善が必要として、商工会議所又は商工会の支援を得て経営改善計画を策定した中小企業者で、商工会議所又は商工会の推薦を得た者 | 運転<br>設備 | 5,000<br>(うち運転は<br>3,000)  | 2.35       | 運転 7年以内<br>(据置 1年)<br>設備10年以内<br>(据置 2年)                            | 0.05～1.50<br>セーフティネット<br>1～4号、6号は<br>0.60<br>5号は 0.55<br>7、8号は0.50 |
| 地域産業等<br>支援資金  | 地域産業<br>振興枠        | 県内の過疎地域・半島地域・離島地域において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、経営の合理化・近代化を図る中小企業者  | 運転<br>設備 | 2,000<br><br>商店街活性化枠<br>は、2,000(うち<br>運転は500)<br>運転は設備の1<br>/2を限度<br><br>ベンチャー企業<br>支援枠は、<br>5,000(うち運<br>転は2,000) | 2.35       | 商店街<br>活性化枠<br>1.95<br><br>運転 7年以内<br>(据置 1年)<br>設備10年以内<br>(据置 2年) | 0.05～0.90<br><br>経営革新特例<br>保険は0.35                                 |
|                | 地場産業<br>振興枠        | 県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、県指定地場産業を営み、経営の合理化・近代化を図る中小企業者であって、当該地場産業の振興に寄与するものとして市町長の推薦を受けた者   |          |  |            |   |  |
|                | 商店街<br>活性化枠        | 県内において小売業又はサービス業を行い、かつ、県税を完納している者（ただし、卸売業、製造業を行う者が小売業を開始する場合など、既存事業の業容拡大を図る者を含む）のうち、商店街の活性化に資するものとして、商工会議所又は商工会より認定を受けた者であって、次のいずれかに該当する者<br>商店街を構成する店舗の改装を行う者<br>商店街に新たな店舗を出店する者  |          |  |            |   |  |
|                | ベンチャー<br>企業支<br>援枠 | 県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者で、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条に規定する知事又は大臣による経営革新計画承認企業であって、その承認を受けた経営革新計画に従って事業を行う者  |          |  |            |   |  |

| 制 度 名            | 融 資 対 象  | 資金<br>用途               | 貸 付 条 件   |            |  |                   |
|------------------|--|------------------------|---|------------|--|-------------------|
|                  |  |                        | 限度額<br>(万円)   | 利率%<br>(年) | 償還期間                                     | 保証料率%<br>(対融資額・年) |
| 産業振興ビジョン<br>推進資金 | 県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次に該当する者<br>長崎県産業振興ビジョンに定める特定分野の対象企業として、県が認定する企業<br>一定の雇用を伴う設備投資を行う地場企業で「工場等立地促進補助金」の対象企業<br>「長崎県EV・PHVタウン推進補助金」により電気自動車又はプラグインハイブリッド車を導入する企業<br>太陽光発電設備及び別に定める省エネルギー設備を設置する企業  | 運転<br>設備<br>は、<br>設備のみ | 20,000<br>(うち運転は<br>5,000)<br>は、事業費から補助額を控除した額の80%を限度<br>は、設置にかかる事業費を限度 | 1.90       | 運転 7年以内<br>(据置 1年)<br>設備10年以内<br>(据置 2年) | 0.20              |
| 創業バックアップ<br>資 金  | 県内において新たに創業しようとする者、または創業後一定期間未満の者で、次の各号の全てに該当する者<br>次のいずれかに該当する者<br>事業を営んでいない個人であって、次に該当する者<br>ア 一ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有すること<br>イ 二ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有すること<br>ウ 事業を開始した日以後5年未満であること<br>エ 会社を設立した日以後の期間が5年未満であること<br>次のいずれかに該当する者(法人の場合は代表者が次のいずれかに該当するもの)<br>ア 商工会議所又は商工会の指導を受け事業計画書を策定した者で、商工会議所又は商工会の推薦を得た者<br>イ 開業業種と同一事業に3年以上従事した経験のある者<br>ウ 特許法、実用新案法又は意匠法に基づく設定登録を受けた者で、その技術を実用化するため新たに事業を開始しようとする者<br>エ 法律に基づく資格を有する者で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとする者<br>県内に住所を有する者(法人の場合は代表者)<br>県税を完納している者(納期が到来している者に限る) | 運転<br>設備               | 2,500<br><br>融資対象<br>ア、イは、<br>1,000万円<br>に自己資金<br>を加えた額<br>が限度          | 2.20       | 運転 7年以内<br>(据置 1年)<br>設備10年以内<br>(据置 2年) | 0.60              |

保証料率について

- ・ 中小企業者の経営状況(信用リスク)に応じて、記載の範囲内で段階別(9段階)に設定されます(産業振興ビジョン推進資金、創業バックアップ資金を除く)。
- ・ 印は、特例保険を利用される場合で、中小企業者の経営状況に関わらず、一律の保証料率が適用されます(経営安定関連特例保険「セーフティネット」、特別小口保険、経営革新特例保険、東日本大震災復興緊急特例保険)。
- ・ 保証協会が定める定性要因を満たす事業者については、所定の料率が割り引かれます。